

第1 請求先の検討

- 1 相手方任意保険会社との交渉
- 2 自賠責への請求
- 3 労災への請求
- 4 当方保険会社への請求，人身傷害保険
- 5 政府保障事業制度（ひき逃げ事案）

第2 自動車賠償責任保険（自賠責保険）制度について

- 1 加入は義務
- 2 交通事故証明書に自賠責保険会社名が書かれている
- 3 被害者に最低限の補償をするための制度  
限度額は傷害の場合合計120万円以内，死亡は3000万円以内，後遺症は4000万円以内
- 4 当方の過失割合が大きくなければ，過失相殺されないことがメリット
- 5 相手方保険会社は，当方への損害金支払後，自賠責に求償する
- 6 労災との違い

第3 損害の内容，損害額

- 1 物損（問題点）
  - (1) 修理費  
経済的全損の問題
  - (2) 評価損  
枢要部の損傷であることが必要
  - (3) 代車使用料  
1～2週間が通例，修理に出すのに必要以上に時間がかかった分は考慮されない
  - (4) その他（休車損，レッカー代，廃車料等）
- 2 人損（問題点）
  - (1) 症状固定の時期
  - (2) 治療費，文書料  
通院の必要性，自由診療，接骨院の治療費等について注意が必要
  - (3) 付添看護費  
入通院への付添，自宅での障害者の看護
  - (4) 交通費  
タクシーでの通院の交通費
  - (5) 休業損害  
主婦，無職者，事業者の場合の計算方法，会社役員の役員報酬
  - (6) 入通院慰謝料  
むちうちで他覚症状がない場合，通院が長期かつ不定期の場合
  - (7) 後遺症慰謝料，後遺症逸失利益  
後遺症等級の認定，自賠責損害保険率算出機構，被害者請求，相手方保険会社による請求，逸失利益の計算方法

- (8) 死亡慰謝料，死亡逸失利益  
逸失利益の計算方法
- (9) 遅延損害金，弁護士費用  
遅延損害金は事故発生日から年5%，弁護士費用は請求する損害の10%，交渉段階や裁判上の和解においてはカットされる
- (10) その他（葬儀費用，雑費等）  
葬儀費用は原則150万円まで，香典については損益相殺なし，入院雑費は1日1500円（自賠償と異なる）
- 3 損益相殺  
労災，自賠償，当方保険会社からの損害の補填（当方保険会社からの支払については必ずしも補填されるものではないので，注意が必要）。
- 4 事故態様についての争い（過失割合）  
判例タイムズ，赤本，立証の問題
- 5 素因減額  
身体的素因，心因的素因  
2～5割程度のかかなり大きな減額もありうる

#### 第4 資料の収集

- 1 事故態様に関するもの
  - (1) 交通事故証明書  
受任後すぐに当方保険会社から取り寄せ，当事務所で取得する場合の方法
  - (2) 保険会社の調査報告書
  - (3) 警察の実況見分調書  
捜査中は×  
不起訴後民事訴訟提起前，起訴・確定後民事訴訟提起前は，検察庁に弁護士会照会・被害者の刑事記録の謄写  
起訴後民事訴訟提起前は，裁判所に弁護士会照会  
民事訴訟提起後は，裁判所・検察庁に文書送付嘱託
  - (4) その他  
ドライブレコーダーその他録画，目撃者，本人が事故直後に保険会社に提出している事故状況報告書，等々
- 2 損害額に関するもの
  - (1) 診断書，診療報酬明細書
  - (2) 休業損害証明書
  - (3) 後遺症診断書，後遺症等級認定
  - (4) 修理見積り
  - (5) その他

#### 第5 紛争処理方法

- 1 交渉（交渉中に自賠償請求，労災請求）
- 2 公益財団法人交通事故紛争処理センター
- 3 民事調停
- 4 民事訴訟

以上